

岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会会則

(目的及び設置)

第1条 社会にまん延した覚醒剤・シンナー等薬物乱用を防止するため、覚醒剤等薬物乱用防止指導員制度を充実し、地域に根ざした徹底した啓発活動の一層強化を目的として岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 県協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県下9箇所に設置された岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会（以下「地区協議会」という。）との連絡調整
- (2) 事業実施計画書の作成
- (3) 事業実績報告書の作成
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 県協議会は委員13名で組織し、次の各号の掲げる者をもって構成する。

- (1) 各地区協議会の代表者 9名
- (2) 行政機関（子ども家庭課、医薬安全課、教育庁保健体育課及び警察本部刑事部組織犯罪対策第二課）の職員 4名

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 県協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 県協議会の会議は、原則として毎年1回開催し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 県協議会の庶務は、保健医療部医薬安全課において行う。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、県協議会運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成4年9月18日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成5年5月10日までとする。
- 3 この会則は、平成6年4月27日から施行する。
- 4 この会則は、平成10年4月16日から施行する。
- 5 この会則は、平成11年4月27日から施行する。
- 6 この会則は、平成12年4月26日から施行する。
- 7 この会則は、平成20年4月24日から施行する。
- 8 この会則は、平成22年4月22日から施行する。
- 9 この会則は、平成23年4月21日から施行する。
- 10 この会則は、平成24年4月26日から施行する。
- 11 この会則は、令和5年4月1日から施行する。